

援護基金

機関紙第74号
(平成26年9月)



曼珠沙華 (photo by Cametarou)

公益財団法人
中国残留孤児援護基金

平成二六年度事業計画及び予算を、
定例理事会、評議委員会で可決

定款を改正し、帰国者の
老後支援事業を大幅拡充

公益財団法人中国残留孤児援護基金は、第10回理事会を本年2月28日に、第6回臨時評議員会を3月10日に開き、平成二六年度の事業計画及び予算案の審議を行いました。事業計画には、帰国者の老後支援事業が中心に盛り込まれ、これに伴い定款の改正も行うというものでしたが、いずれも事務局原案の通り可決されました。(別掲参照)

また、6月9日に第11回理事会、同26日に第7回評議員会を開催し、平成25年度の事業報告及び決算報告を行い、事務局からの報告が承認されました。

(決算報告等は別掲参照)

援護基金 人事異動

退職 (平成26年3月31日付)

中国帰国者定着促進センター所長

退職 柿原 洋二

中国帰国者支援・交流センター所長

退職 小澤 一夫

任用 (平成26年4月1日付)

中国帰国者定着促進センター所長

昇任 佐藤 恵美子

(前教務部長兼総務課長)

同センター総務課長

採用 山口 昌巳

中国帰国者支援・交流センター所長

当分の間、常務理事兼任

目次

第10回理事会・第6回臨時評議員会・・・表紙裏

第11回理事会・第7回評議員会・・・表紙裏

援護基金 訪問介護事業に直接乗り出す・・・1頁

平成25年度介護関連アンケートの結果について・・・4頁

平成26年度主な事業の実施計画・・・7頁

平成25年度事業報告の概要・・・8頁

平成26年度事業計画の概要・・・9頁

平成25年度寄附者芳名録・・・10頁

評議員及び役員等名簿・・・14頁

定着促進センター便り・・・15頁

支援・交流センター便り・・・17頁

援護基金

訪問介護事業に直接乗り出す

帰国者やその配偶者の皆さんは、日本での生活に懸命に努力してきましたが、いつの間にか高齢者と呼ばれる年齢になってしまい、不安を覚えていることでしょうか。

高齢者大国になった日本では、老後問題はすべての国民が気になる社会問題ですが、日本語の習得が不十分であったり、日本の習慣、価値観になじめない人も多く、一般の日本人より大きな不安を抱えていることが、アンケート調査でよくわかりました。援護基金では定款を変更して、今後は老後支援に、より力を入れることにしました。

これまでの支援事業

これまで援護基金の老後支援事業は、入所型の施設に中国語の話せる人を派遣して、話し相手になったり、本人の要望を職員に伝えたりする中国話者派遣事業、帰国者を意識したデイサービスを行う団体に施設立ち上げの援助、帰国者の多いデイサービス事業所への支援を細々と行ってきました。

これらの事業を今後はもっと充実したものにしていくと検討していきます。

訪問介護事業の開業準備

これまでの事業は、団体の支援でしたが、援護基金自身が、介護事業者として指定を受け、身体介護や生活支援を必要とする帰国者や配偶者の介護や支援にヘルパーを派遣する事業を直接運営することになります。これは、「訪問介護を受けるのであれば、日本語が不十分のため、中国語のわかるヘルパーに介護を受けたい」とアンケートの回答された方々の要望に応えたい、というものです。

マンションの一部屋寄贈

このため、事業所を設置しなければなりません。今年一月、山野井邦子さんというご婦人から、東京都中野区にあるマンションの一室を寄贈されましたので、ここを訪問介護の拠点にしようとして、この七月、東京都の設置基準に合うように改修工事を終えました。

ただいま、事業の全容やスタッフの待遇について検討している最中です。9月以降、帰国者二世を中心としたスタッフを集めるとともに、利用者（介護を受ける人）を募集しな

援護基金

亲自出马直接从事 访问护理事业

帰国者与其配偶の各位、虽然他们在日本的生活已经竭尽全力地努力了，但是，在不知不觉中就到了被称为高龄者的年龄，这使他们感到了不安。

目前，已成为高龄者大国的日本，老后问题也是所有国民关注的社会问题。我们通过问卷的调查了解到，在日语学习不充分的前提下，有很多人不适应日本的习惯和价值观。他们要比一般的日本人抱有更大的不安。

援護基金将要更改章程。在今后，要进一步注重老后支援的工作。

到目前为止的支援事业

到目前为止援護基金的老后支援事业是向入所型的设施派遣能够讲中国话的人，使他们成为谈话的对象，然后再把本人的要求转达给职员。我们称此为中国语人员派遣事业。同时我们也给那些为归国者服务的通所服务团体进行援助，时而给那些接受归国者较多的通所服务事业所进行支援。我们对今后要如何进一步充实此项事业的进展而展开了讨论。

访问护理事业的开业准备

到目前为止的事业，是我们给其他团体的支援事业。但是，从现在开始，援護基金本身已接受了作为指定的护理事业者将要直接运营此项事业。我们要为那些需要身体护理和生活支援的归国者及配偶们进行护理和支援，

から、東京都に介護事業者指定申請をし、年明けには開業したいと準備を進めております。

ヘルパーと利用者を募集

帰国者二、三世で、日本語と中国語をある程度話し、二級ヘルパー（H24年度からは、介護職員初任者研修修了者）の資格を持っている方、援護基金の新しい事業に参加しませんか。処遇面は一般事業所と同程度の収入を保証することで考えています。実地介護の未経験の方も、経験のある方も興味があったら援護基金に予備登録だけでもしておきませんか。詳細が決まっていますから改めて連絡し、面接して決めたいと思います。

事業開始に伴う経費

介護保険法に基づく事業ですから当然、保険による報酬（保険9割、利用者本人1割負担）帰国者支援法による支援給付を受けている帰国者は負担無し）が事業所に支払われません。

最初は、社会福祉法人などが始めましたが、一定の基準を満たせば法人格のある団体であれば開業できることから営利事業としても可能であると今では多くの会社組織が参入しています。

例えば現時点で、中野区では、居宅訪問介護事業者だけで、72カ所もあるのです。もちろん採算が合わず、廃業したところもあるようです。

一つの区内でこれだけ多くの事業所があるということは、高齢者の数が多いということと、地域密着でヘルパーは次から次へと効率よく利用者の居宅を訪問することができると思います。（一人で一日5件か6件）ところが、都内のあちこちに住んでいる帰国者宅に、これまた都内のあちこちに住んでいるヘルパーを派遣すると、介護する時間より移動のための時間の方が長くなり、フルタイムでも一人2件か3件で始めることになりそうです。やがて、ヘルパーも利用者も増えれば、近距離移動も増えるでしょうが、それでも地域密着とはならないでしょう。

かといって、ヘルパーには世間並みの賃金を支払わなければ、協力してくれる人はいなくなります。

移動時間の賃金と交通費は、援護基金が負担し、介護保険の報酬と併せて運営していくこととなります。

元来、公益財団法人が営利企業と競って事業収入を確保することは考えられません。一般の介護事業者が、通訳を同行させるなど、経費の負担が出来ないとして対象にしないような帰国者を間接的に支援したいというのがこの事業です。



并为他们派遣护理员。这也是为了应在问卷调查当中有些人所提出的要求。即一如果我们需要接受访问护理的时候，因为日语不充分，所以想让那些懂得中国语的护理员来护理。

公寓的一个房间的捐赠

为此，我们必须设立一个事务所。在今年的二月份，有一位名字叫山野井邦子的妇人，在东京都中野区有一所公寓，她将其中的一个房间捐赠出来作为我们访问护理的据点。于七月份，在符合东京都设立基准的条件下，结束了改造工程。

目前，有关事业的全貌和成员的待遇问题，我们正在讨论当中。九月以后，我们在召集以归国者二代为中心成员的同时，还要一边募集利用者（即：想接受护理的人）。我们已经向东京都提交了指定护理事业者的申请，并想在新年初期开始开业，现在，我

们正在继续做准备工作。

募集护理员和利用者

归国者的二代和三代，具有一定程度的日语和汉语的对话能力，并持有二级护理员（从平成二十四年度开始，改为护理职员初任者培训结业者）资格的人，您不想参加援护基金的新事业吗？

待遇方面与一般事务所相比，可以保证大家与他们有同等程度的收入。没有实际护理经验的人也可以，有经验的人并对此项工作感兴趣的话，您不想作援护基金的预备注册会员吗？当详细内容决定下来以后再联系或者再决定面试也可以。

伴随着事业开始的所需经费

我们是按照护理保险法的规定实施的此事业，当然，也是根据保险的报酬（保险负担百分之九十、利用者本人负担百分之十）根据归国者支援法的规定，接受支援给付的归国者不负担）由事业所支付。

最初，是由社会福祉法人等开始的事业。但是现在如果达到了一定的标准的时候，凡是具备法人资格的团体也能开业，并可以作为一种营利事业。因此，目前有很多的社会组织也加入了进来。

比方说现阶段，在中野区仅住宅访问护理事业者就有七十二所。当然这就不合算了。所以，有的地方已经停业了。

在一个区内，就有这么多的事业所，这也说明了高龄者人数之多在在此地区有这么密集的护理员和接二连

団体助成金の縮小など 事業費の配分変更

援護基金は、31年前、帰国直後の帰国者や家族、中国に残された養父母の支援事業を行うために設立されました。

帰国希望者の99%ほどが帰国を果たし、いまは、帰国直後の人は少なく、一方で、ほとんどの帰国者が高齢者になってしまったのです。

寄付金が、年間五千万円前後に達していた一五、六年前までと比べ、ここ数年の寄付金は年間六百万円を超える程度です。この中で新しい老後支援事業を行うことは、従来の事業に使っていた経費を、老後支援に配分しなければなりません。

特に団体助成事業などを利用されてきた関係者にはご不満もありませんが、どうかご理解いただきましたようお願いいたします。

なお、平成一九年の国の施策の一連の改正で「セーフティネット支援対策等事業」として市町村から申請があれば、一定の条件のもとに、国から補助金が支出されることになっておりますので、是非ご検討下さい。

東京の経験を

将来は地方にも広げたい

現在の計画は、東京在住の帰国者

の要望には応えられるが地方に住んでいる者には何の助けにもならない、不公平だと思う方もあるでしょう。

援護基金としては全く経験の無い事業をいきなり大きく展開することは出来ませんが、当然地方の皆さんのことも考えております。

幸い二世グループやボランティアグループで、デイサービスを準備中、検討中というところもありますので、すべて援護基金の直轄でなくとも、これらの方々と協力し合っており、あるいは既存の事業者と提携して中国語話者のヘルパーを資金協力して採用してもらうなど、なるべく多くの方々のお役に立ちたいと考えています。

東京開業は、試験的事業でもありますが、全力を挙げて成功させたいと思っております。



三の好効率、因此就产生了利用者的住宅访问。(二个人每天五件或六件)可是,要想给都在不同地点的归国者住宅派遣在都内居住在不同地点的护理人员,就使他们的移动时间长于护理时间了。所以,整班儿的时候一个人只能访问两件或三件。如果,在不久的将来,护理员在增加,利用者在增加的时候,就会使他们在近距离移动,也就不会造成地区密集的现象。

虽然这么说,如果不给护理人员支付世间的普通工资,那么也就没有人愿意协助此项工作。

移动时间的工资和交通费,由援护基金负担。这样,结合护理保险的报酬此项运营工作就可以开展起来了。

本来,公益财团法人是不能考虑与营利企业竞争及确保事业收入问题的。作为一般的护理事业者,不能负担随同翻译的经费。因此,他们就不会选择归国者为服务对象。而我们这项事业,就是想要间接地支援这些归国者。

缩小团体扶助金等 更改事业费的配分

援护基金是在三十一年前,为了给归国以后的归国者和家属以及为留在中国的养父母实行支援事业而设立的。

当时,有归国要求的人,已经有百分之九十九程度实现了归国的愿望。因此,现在归国的人员也减少了。而另一方面,大部分的归国者都已经成为高龄者。

捐款金额,与十五、六年前相比,当时一年可以达到五千万日元左右。可是,近数年却刚刚超过六百万日元。

为了实施新的老后支援事业,必须将以前的事业所使用的经费重新分配给老后支援事业中来。

特别是利用团体扶助事业等的相关人员,会有不满的想法。所以,想请你们给予理解。

另外,平成十九年将「安全网支援对策等事业」进行了一系列的修改如果向市町村申请的话,在具备一定条件的基础上,国家可以支付补助金。因此,请你们一定要讨论一下。

将来想把东京的经验 向各地方推广

现在的计划,是根据居住在东京的归国者的要求来安排的。可是,对居住在地方的归国者却没有任何帮助。因此,有的人会感到不公平。

作为援护基金,对一项完全没有经验的事业突然大范围的展开是不可能的。当然,居住在地方的归国者的事情我们也要考虑。

有幸的是二代的团体和义务团体,他们对通所服务的工作正在准备和商讨当中。不一定都要由援护基金直接管辖。与以往各位的协助配合或者与现有的事业者合作,为会讲中国话的护理人员协助资金或采用他们。总之,应该让更多的人来充分地发挥他们的作用。

在东京开业,也是一项试验性的事业。我们想竭尽全力让此事业得到成功。

平成25年度介護関連アンケートの結果について

■介護状況調査の結果

援護基金は、平成25年12月～26年4月に、帰国者本人と配偶者の介護に関する現状と考え方についてのアンケート調査を行いました。

2,536世帯に調査票をお送りしましたが、1,035世帯から1,635名分の返信がありました(世帯単位の返信率41%)。そのうち、1,608名分が有効回答として集計されました。以下はその結果の概要です。

1. 回答者の概要

回答者の約9割は孤児本人またはその配偶者でした。

「孤児」本人	50.7%
「孤児」配偶者	38.6%
「婦人」等本人	10.2%
「婦人」等配偶者	0.4%

〈表1〉
回答者の年齢構成は、5歳区切りで見ると、男女ともに「70～74歳」の層が最も多く、男性の4分の3が「70～79歳」に、女性の約4分の3が「65～74歳」に集中しています。

2. 現在の健康状態

健康状態についての回答を、

(A) 「健康」「まあ健康の部類に入る」「一般的」等

(B) 「健康に問題を抱えている」等

(C) 「重病」「寝たきり」「入院中」等

の3種類のいずれに相当するか判断して分けたところ、Aが44.6%、Bが49.8%、Cが5.6%となりました。この間の回答と回答者の年齢層との関係を見ると、BまたはCと答えた者の割合はほぼ年齢とともに高くなり、70歳以上になると半分以上の人がこれに該当するようになっていきます。

3. 身辺自立について

「日常生活において、自分で身の周りのこと(着替え、食事作り、買い物、トイレ、入浴など)がどのくらいできるか」という問に対する回答は次のような結果となりました。

支障なし	六六%
支障あり、手助けが必要	二六%
ほぼ全面的に手助けが必要	八%

〈表2〉

これについても、年齢とともに状況が悪化する傾向にあり、70歳以上になると3割以上の人が、80歳以上になると半数以上の人が生活に支障を感じ手助けを必要とするという結果になりました。

4. 要介護認定調査について

「介護保険の要介護認定調査を受けたか」との問に対しては、全体の約8割の人が「調査を受けた記憶がない」または「受けたことがない」と答えました。

調査を受けたと答えた人の約3割は不認定という結果を得た人または調査結果について回答しなかった人でした。

要介護認定調査	%
不明、未調査	79%
調査済み	21%
①不認定	3%
②要支援1、2	5%
③要介護1	3%
④要介護2	2%
⑤要介護3	1%
⑥要介護4	2%
⑦要介護5	1%
詳細不明	3%

〈表3〉

5. 介護サービスの受給

「公的な介護サービスを受けているか」との問に対しては、約13%の人が現在受給中と答えています。これも年齢との関連性があり、70歳を過ぎると1割を超え、75歳以上では2割以上の人が介護サービスを受給するようになっていきます。

現在介護サービスを受給していると答えた人が受給しているサービスの種類のについては、訪問介護を受けている者が65.5%、通所介護を受けている者が44.2%と多く、短期入所や施設入所は1割に達していません。

6. 介護サービスの受給していない理由

現在介護サービスを受けていない人にその理由を聞いたところ、69%の人は、「現在健康であるため介護を必要としない」と答えています。

「介護の必要性は感じているができるだけ家族の中で老後生活を送りたい」という回答が23%、「介護の必要性を強く感じているが受けられていない」という答えが約14%いたが、その約半数が「手続がわからない」というものでした。(合計が100%を超えるのは、回答者の中に複数の回答をしている者がいるため)

7. その他、要望、意見等

現在介護サービスを受けている人からも受けていない人からも、介護に関連する要望や意見等が多数寄せられました。

その内容は実に多様なものでしたが、最も多かったのはやはり介護の場での中国語対応に関するものでした。

現在介護サービスを受給している人からは、中国語対応がなくて困っているというもののほか、中国語で対応してくれるから満足しているというものもあり、サービスに対する満足度に中国語対応が大きく関わっていることがわかります。

現在介護サービスを受給してない人からは、できれば介護を受けたいまま過ごしたいという思いのほか、将来介護を受けなければならぬ状況になったときに言葉の問題で十分に意思疎通ができないとしたらどうすればいいのだろうという不安感が伝わってきます。

■ 介護関連活動状況調査の結果

援護基金が介護関連資格取得援助を行った者(中国帰国者とその家族)を対象に介護関連業務への従事状況等を調べる目的でアンケート調査を行いました。以下は、その結果の概要です。

1. 介護資格取得の時期
最近五年間に資格取得援助を受けた者が77%を占めています。

2. 取得した資格
95%以上がホームヘルパー2級を取得しています。

取得資格	人
ホームヘルパー2級	一〇六
介護福祉士	一〇
ケアマネージャー	五
その他	四

〈表4〉

3. 資格取得後の就労状況
57%が現在何らかの形で介護の仕事に従事していますが、28%は介護の仕事に従事したことがない、またはする気もないと答えました。

現在、介護の仕事に従事	三六%
現在、介護と他の仕事に従事	二一%
今は介護の仕事をしていない	一五%
介護の仕事をしたことも、する気もない	二八%

〈表5〉

4. 雇用形態
現在介護の仕事に従事している者のうち、27%が正規職員で、残り73%は非常勤やパートの職員でした。

5. 平均収入
一ヶ月の平均収入が20万円以上の

者は7%のみでした。

五万円未満	二八%
五～一〇万円	三三%
一〇～二〇万円	三三%
二〇～三〇万円	七%

〈表6〉

6. 中国帰国者を担当した経験
介護の仕事に従事したことのある者のうち、中国帰国者の介護を担当したことがある者は34%のみでした。

7. 現在介護関連の仕事に就いていない者について
①介護の仕事をしていない理由
介護資格を取得しながら介護の仕事をしていない理由で最も多かったのは、「より条件の良い他の仕事をしているから」(58%)で、次は一般日本人高齢者の介護を担当するために必要な「日本語や日本の生活習慣に自信がない」(31%)というものでした。

②今後、介護の仕事をする意志
今後介護の仕事をする意志がまったくない人はわずか(2%)で、「条件に合う事業所が見つかれば」「日本語や習慣に自信が持てれば」「帰国者の同僚や被介護者がいれば」「今の仕事が終われば」など、何らかの状況変化により介護の仕事に就きたいと考えている人が多いようです。

■ 平成二十五年 度 护理状况调查的结果

援護基金在平成二十五年十二月二十六日向帰国者本人和配偶进行了关于对护理现状和想法的问卷调查。

我们给二、五三六户家庭寄去了调查表，有一、〇三五户家庭的一、六三五件数寄了回信(家庭单位的回信率为四十一%)。其中，合计有一、六〇八件数为有效回答。以下是其结果的概要。

1. 回答者的概要

回答者大约占九十%是孤儿本人或其配偶。

〈表1〉请参阅日文

回答者的年龄结构，按五岁划分为一个阶层来看，男女共同在「七十～七十四岁」阶层的人为最多，男性的四分之三在「七十～七十九岁」，女性大约四分之三在「六十五～七十四岁」的人比较集中。

2. 现在的健康状况

有关健康状况的回答分为

(A)「健康」「还可以算为健康」及「一般状况」等

(B)「健康状况有问题的」等

(C)「重病」「卧床不起」「入院

中」等的三个种类或者相当于此种

类来判断和分类的。其中，A占四

十四.六%，B占四十九.八%，C

占五.六%。从这项提问的回答和回答者的年龄段的关系来看，B或者C

的回答者，随着年龄的增长其比例也在增高，七十岁以上的人，大约有半数以上是符合这项分类的。

3. 关于日常生活的自立情况

对「在日常生活方面，自己身边的事情（比如：换衣服、做饭菜、购物、去卫生间、洗澡等）能够做多少呢？」的提问的回答结果如〈表2〉。请参阅日文。

对于此项提问的回答结果也是这样，随着年龄的增长，其状况就有逐渐恶化的倾向，到了七十岁以上有半数以上的人，感到了八十岁以上有障碍，需要帮助。

4. 有关需要护理认定调查的情况

对于「您接受过，护理保险的需
要护理认定调查了吗？」的提问，全体大约八十%的人是这样回答的「不记得接受过此项调查」或者「没有接受过调查」。

接受过调查的人约有三十%回答说没有被认定，有的人对此结果没有做出回答。
（表3）请参阅日文

5. 接受护理服务的情况

对于「您正在接受公共的护理服务吗？」的提问，大约有十三%的人的回答是正在接受当中。这项提问也与年龄有关联性，七十岁以上的超过十%、七十五岁以上的在二十%的人正在接受护理服务。

有关对回答了现在正在接受护理

服务的人，他们所接受的服务种类是，接受访问护理的人占六十五.五%、接受通所护理的人占四十四.二%之多，而短期入所和入住设施的人还不到十%。

6. 没有接受护理服务的理由

现在还没有接受护理服务的人，有六十九%的人回答的理由是，「因为现在还健康，所以不需要护理」。「现在已经感觉到有必要护理」。但是，还想尽量能够在家中度过老年生活。」的回答占二十三%、「虽然强烈的感觉到有必要护理，但是，还没有接受护理」的回答大约占十四%、其中大约有半数的回答是「不知道怎样办理手续」。（合计数超过了一百%，是因为有的人回答了多项提问的原因）

7. 其他、要求、意见等

无论是现在正在接受护理服务的人还是没有接受护理服务的人，从他们的回答中聚集了很多对护理的相关要求和意见等。

其内容实在是多种多样的。其中要求最多的还是在护理的场面能够用中国话对应。

从现在正在接受护理服务的人得知，他们除了因为不能用中国话对应的苦恼以外，也有对能够用中国话对应而感到满足的。而且，我们还听说在用中国话对应与服务的满足程度相比，他们更重视用中国话对应。

从现在还没有接受护理服务的人得知，他们除了不想接受护理服务或

尽量维持现状以外，还担心将来在必须接受护理的时候，在语言的问题上，要是不能够充分地沟通意见的话，应该怎么办？这使他们感到不安。

■与护理相关的活动状况的调查结果

援护基金这次进行的问卷调查，是以曾经接受过援护基金为取得护理关联资格接受援助的人（中国归国者与其家属）为对象，以从事护理相关业务的情况等的调查为目的。以下是调查结果的概要。

1. 护理资格取得的时期

在最近五年当中，接受取得资格援助的人占七十七%。

2. 取得资格

有九十五%以上的人取得了二级家庭服务员的资格。
（表4）请参阅日文

3. 取得资格以后的就业状况

有五十七%的人，现在以不同的方式正在从事着护理工作。但是，还有二十八%的人没有从事护理工作，或者还没有想做的意思。
（表5）请参阅日文

4. 雇用形式

目前正在从事护理工作的人员当中，有二十七%是正规职员，剩余的七十三%是非正式职员或是计时工。

5. 平均收入

每个月的平均收入在二十万日元以上的人仅占七%。
（表6）请参阅日文

6. 有过负责中国归国者的经验

在从事护理工作的人员当中，负责过中国归国者护理的人员仅占三十四%。

7. 现在没有从事与护理相关的工作

①没有做护理工作的理由

虽然取得了护理资格但却没有做护理工作的理由，占比例最多的是，「因为正在从事比这项工作条件更好的工作」（占五十八%），其次是，为一般的日本高龄者负责护理的时候对必要的「日语和日本的生活习惯没有自信」（占三十一%）。

②今后，做护理工作的志向

今后，一点也没有想做护理工作的意思（仅占二%），「如果能够找到适合条件的事业所的时候」、「对日语和习惯有自信的时候」、「如果有归国者的同僚和被护理者的时候」、「如果现在的工作已经结束以后」等。有很多人是根据某些状况的变化，再考虑是否从事护理工作。

平成26年度：主な事業の実施計画

援助事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中国帰国者定着促進センター	94期生			95期生			96期生						
中国養父母扶養費送金	第33回送金（日中間で名簿確認後）												
就学援助	貸与決定通知 貸与(4月～9月分)										貸与(10月～3月分)		
ホームヘルパー養成講座 受講者への援助	通年実施												
養父母お見舞訪中援助	原則として毎月												
中国残留邦人等一時帰国	① 6/5～6/16 ② 9/16～27 ③ 12/4～12/15												
団体助成	助成委員会 開催・決定 ・送金												
機関紙発行					第74号				第75号				
中国帰国者支援・交流センター	4月コース 開講							10月コース 開講					
訪問介護事業	事業所開設準備						事業所開設						

平成25年度 事業報告の概要

寄附募集状況

平成25年度の寄付金は、7,868,590円でした。

公1事業（中国在住者関連事業）

1 中国養父母への扶養費の送金
帰国孤児が中国に残した養父母に対し、国と援護基金とで扶養費を送金しますが、25年度は前年度に帰国した孤児はいないため送金実績はありません。

2 訪中説明会（座談会）

健康上の理由や遠隔地に居住している中国残留邦人のための訪中説明会は、対象者が少なかったため実施しなかった。

3 中国関係機関訪日協議

中国残留邦人問題の円滑な進展を図るため中国関係機関の担当者3名を日本に招致し日本へ帰国後の状況など知見を広めてもらうと共に意見を交換しました。

4 中国残留邦人等の集団一時帰国受入事業
3回にわたり59名の中国残留邦人等が訪日しました。

公2事業（帰国者関連事業）

1 中国に残る養父母のお見舞い訪中援助
3名が養父母のお見舞いをしました。

2 中国帰国者とその家族への就学援助
①大学、専修学校、の就学援助
大学生3名、専修学校生2名、鍼灸学校1名の新たに6名に貸与しました。

②（財）岡村育英会から、中国残留邦人等の子弟に対して奨学金援助の申し出があり、27年3月卒業予定の大学生7名、専門学校生2名及び日本語教育機関1名の計10名を推薦し、全員に給付しました。

②ヘルパー養成講座受講者援助
介護職員初任者研修、介護福祉士及び介護支援専門員課程受講者を対象とし、41名の受講者に給付しました。

③支援交流センター受講者援助
国費対象外の帰国者二、三世受講者のテキスト代を全額援助しました。

3 団体活動助成事業
日本語教育、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている13団体に對して、団体助成委員会の審査を受け助成金を交付しました。

4 老後支援事業
①介護事業基盤整備援助事業
長野県飯田市のNPO法人「中国帰国者等のための介護・福祉の会」の「ふれあい街道ニイハオ」に30万円、練馬区のNPO法人「中国語の

医療ネットワーク」の「デイサービス故郷」に30万円を支援しました。（いずれも通所介護サービス）

5 日本国籍取得支援事業
身元が判明しているにもかかわらず、戸籍が戦時死亡扱いになっている人について、戸籍の訂正審判にかかる費用を5人分援助しました。

6 中国帰国者定着促進センターの運営事業
中国残留邦人4世帯、10名の研修を実施しました。
また、帰国者及びその家族の定着地での日本語習得事業として、通信教育による学習支援を行いました。

7 中国帰国者支援・交流センターの運営事業
日本語の通学課程は19コース、受講生延べ1,193名が履修しました。

その他、遠隔学習受講生のスクリーニング、健康増進講座や文化講座等の交流事業、地域支援事業、生活相談事業等を実施しました。

8 就職援助事業
職業相談員を中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターに配置し、帰国者二世等に対し職業指導等を行いました。

9 教材の開発・出版事業
様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめました。

10 機関紙「援護基金」の発行
二回発行しました。

教材案内

『挑戦！日本語能力試験N2ー中国帰国者のためのN2対策1上・下』

『日本語能力試験』は日本語のレベルを5段階（N5〜N1）N1が一番難しい）で測る試験で、日本語能力を測る試験としては一番大規模なものです。この試験は自分の日本語のレベルを確認することができるだけでなく、N2以上なら履歴書等にも書ける資格になります。

本教材は、「試験」に苦手意識を持つている人でも挑戦できるように、実際の試験と同じ形式の問題を使って、解法のコツや各ジャンルの試験の学習ポイントを中国語で丁寧に解説してあります。また、テキストには試験対策の問題だけでなく、申込の方法や受験の際に注意する点、役に立つ資料など受験に際して知っておくべき内容も紹介しています。もちろん、日本語能力試験の受験予定はないけれど、中上級の日本語を学びたいという人にもお勧めです。漢字、語彙、文法、読解、聴解など総合的に学習できます。

〈上巻〉既刊A4判ファイル形式
2022頁CD1枚付2000円（税別）
〈下巻〉今冬完成予定 A4判ファイル形式 約3000頁CD2枚付
3000円（税別）

また、本教材は、中国帰国者定着促進センターの「日本語遠隔学習課程（通信教育）」（帰国者のみ対象）で使用されています。帰国者の方は、無料で学習でき、コース終了時には模擬テストで力試しもできます。

平成26年度 事業計画の概要

寄附金募集事業

依然続く減少傾向を普及啓発を強化して、減少を食い止めるよう努力致します。

公1事業（中国在住者関連事業）

（公益目的事業の第1区分の意味）

- 1 養父母への扶養費送金
25年度に帰国した孤児が、中国に残した養父母に対し、国と援護基金とで扶養費を送金します。
- 2 訪中説明会（座談会）
健康上の理由や遠隔地に居住しているため遠出できない残留邦人宅に赴き、直接話をします。
- 3 中国関係機関訪日協議
中国残留邦人問題を円滑に図るため中国関係機関の担当者を日本に招致し日本へ帰国後の状況など知見を広めてもらうと共に意見を交換します。
- 4 集団一時帰国受入事業
今年も3回にわたり、集団一時帰国を受入れてお世話を致します。

公2事業（帰国者関連事業）

1 養父母お見舞い訪中援助事業
昨年同様、養父母をお見舞いに行き孤児に対し、旅費、お見舞い金を支給します。

2 就学援助事業

①大学等の就学資金貸与事業 奨学金（月額） 4万円以内、
大学・専修学校 30万円以内、
入学金 大学 30万円以内、

専修学校 50万円以内
（進学のための）日本語教育機関
奨学金（年額） 55万円以内、

- ②支援交流センター受講者援助
帰国者二、三世受講者のテキスト代を全額援助します。
- ③ヘルパー養成講座等受講者援助
介護初任者研修（旧ホームヘルパー1、2級）及び介護福祉課程受講者に受講料の3割（上限3万円）を援助します。

3 団体活動助成事業

日本語教育、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体に對して、団体助成委員会の審査を受け助成金を交付します。

ただし、日本語教室などは、新支援法により、開催地の市町村を通じて国からの支援が受けられるようになったため、極力、国の支援に切り替えるよう説明しています。

4 老後支援事業

- ①介護事業基盤整備援助事業
対象施設が在れ対応します。
- ②要介護支援モデル事業
中国帰国者に介護支援を行っている団体等の有効な取り組み事例と帰国者介護に関わる人材や施設等の情報の収集・整理を進めるとともに、介護事業所へ「語りかけ協力員（中国語話者）」を派遣します。
- ③訪問介護事業
訪問介護を必要とする要介護帰国者のために、来年1月頃を目処に東京都内に訪問介護事業所を開設してヘルパー派遣事業を行います。

5 日本国籍取得支援事業

身元が判明しているにもかかわらず、戸籍が戦時死亡扱いになっている人について、戸籍の訂正審判にかかる費用を援助します。

6 中国帰国者定着促進センターの運営事業

帰国直後の帰国者家族の研修と、帰国者及びその家族の定着地での日本語習得のため、通信教育による学習支援を行います。

25年度から加わった介護情報提供事業は、①各自自治体で行われる介護関係研修会等に対する実施内容の相談・助言、②研修会等で使用する資料の作成、③研修会情報や講師情報の収集と提供を目的とし、今年度から本格的な実施を予定している。

7 中国帰国者支援・交流センターの運営事業

日本語の通学課程のほか、文化講座等の交流事業、地域支援事業、地域生活支援推進事業、生活相談事業等を実施します。

昨年度加わった自立研修事業は、昨年度同様、週1日の日本語再研修事業及び生活相談事業を支援センターが実施し定着センター修了者向けの週5日コースは、東京YWCAに再委託して実施します。

8 就職援助事業

職業相談員を中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターに配置し、帰国者二世等に対し職業指導等を行います。

9 教材の開発・出版事業

引き続き日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめます。
機関紙「援護基金」の発行
年間、二回発行を目標とします。

教材紹介

「挑戦！日本語能力テストN2」为中国帰国者出版のN2対策1上・下冊）

「日本語能力テスト」は通過5个级别（N5、N4、N3、N2、N1、N0）来测验日语水平的考试，作为日语能力的测验是世界上规模最大的考试。这个考试不仅能确认自己的日语水平，而且若取得N2级以上的成绩时，还可以将此资格填写在履历书等资料内。

此教材「测试」能够让那些有棘手意思的人也可以参与挑战。我们使用与实际考试相同形式的试题，并用中文详细的讲解题目的窍门及各种类型的测试解法要点。另外，此教材不仅讲解考试对策的试题，同时还介绍报名方法、在应试时的注意点以及应该了解的内容等。当然，我们想推荐那些目前虽然没有打算参加日语能力测试，但却想学习中上级日语的人。您可以综合性地学习到汉字、词汇、文法、阅读、听力等各方面的知识。

（上册）已出版
A4开 文件夹形 付一张光盘
二〇二页 二千日元（不含税）
（下册）预定在今年冬季完成

A4开 文件夹形 付两张光盘
约三百页 三千日元（不含税）
另外，本教材是在中国归国者定居促进中心的一远程学习课程（通信教育）中（仅以归国者为对象）使用的教材。归国者的各位，可以免费学习。在学习结束以后，还可以通过模拟考试测试一下自己的能力。

寄 附 者 芳 名 録

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの分)

ありがとうございました

(敬称は省略させていただきます)

[企業・団体の部]

中国蘇繡 広島展 大松 (株)	100,000	(株) SPM JAPAN CORPORATION	31,080
中国蘇繡 福井展 水野 (株)	100,000	(社福) 大阪自興会	10,000
中国蘇繡 守口展 大又義弘	100,000	(株) 小松製作所	50,000
(株) 東横イン	100,000	佐倉平和のつどい 代表 斉藤 恵蔵	10,000
東レ (株)	50,000	(株) 浄美社	100,000
中国蘇繡 大分展 (株) ナカノ		中国蘇繡 佐世保展 安永正平	100,000
代表取締役 中野 剛至	101,200	中国蘇繡 三豊展	
(株) ニチレイ	100,000	(有) やま屋 石井方規	100,000
日本長春会	15,000	中国蘇繡 鳥取展	100,000
富士通ユニティ労働組合	64,616	中国蘇繡 富山展 角内絹子	100,000
富士電機 (株)	30,000	中国蘇繡 新居浜展 丸山義弘	100,000
マブチモーター (株)	50,000	中国蘇繡 博多展 西村俊彰	100,000

[個人の部]

※個人情報保護の観点から個人寄付者名の公開は控えさせていただきます。

[個人の部]

※個人情報保護の観点から個人寄付者名の公開は控えさせていただきます。

[個人の部]

※個人情報保護の観点から個人寄付者名の公開は控えさせていただきます。

公益財団法人中国残留孤児援護基金 評議員及び役員名簿

評 議 員

- 加藤 栄一 国民年金基金普及推進協議会 理事長
- 河合 弘之 さくら共同法律事務所 弁護士
- 坂巻 熙 淑徳大学 名誉教授
- 佐藤 嘉恭 元外務省駐中華人民共和国 特命全権大使
- 中川 桂子 元神奈川県自立研修センター 就労相談員
- 本田 機先 元厚生省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長
- 村川 浩一 大阪河崎リハビリテーション大学 教授

(平成26年9月1日現在)

役 員

- 理事長 多田 宏 元厚生事務次官
- 常務理事 小林 悦夫 元中国帰国者定着促進センター 所長
- 理事 鎌田ケイ子 NPO全国高齢者ケア協会 理事長
- 同 鶴 精三 元社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合
社会福祉事業団 更生施設所長
- 監事 金田 充男 金田充男法律事務所 弁護士
- 同 高橋 忠夫 元東京都福祉局 副参事

(常勤役員は、常務理事のみ)

(平成26年9月1日現在)

定着促進センター便り

今回は教務課が担当する日本語・日本事情研修の初期に実施されている学習活動を紹介いたします。

「スーパーで初めての買い物実習」

ここ数年、中国の目覚ましい経済発展に伴い、日中両国の消費環境をとりまく格差は無くなりつつあります。したがって、入所生も以前ほど買い物場面での異文化ギャップを感じることは少なくなっているようです。しかし、入所直後で日本語もほとんどできない高齢者世代にとっては、自分がほしい物を手に入れることはそう容易なことではありません。そのため、研修初期には食品や日用品等、日常生活に必要な商品を購入できるようにするための実習を行います。この実習の課題は教師に頼まれた物を買ってくるというものです。

まず、教室では教師から学生4人に異なった課題（購入物とおおよその価格）が提示され、「すみません」「どうも」「どうも」程度の最低限必要な日本語の発話練習を行います。最近の入所生も高齢化してきており、94期生の平均年齢も70歳くらいで、

新しい言葉を「覚える」というのは一苦労です。まだ平仮名が読めない時期のため、万葉仮名で「四米馬森（すみません）」「多口（どこ）」「多末（どうも）」といったように、日本語の音を中国語の発音で近い漢字に置き換えて、必死にメモをとりながら、店員役の教師を相手に繰り返し買物の練習をします。ここでは、店員の日本語がわからなくても諦めず、相手の動作にもよく注意するように指導します。今期は1週間ほどこうした練習を積み重ね、総仕上げとして実際に近くのスーパーに買い物に出かけました。

一時帰国の経験はあるものの常に通訳頼りだったため、一般の日本人と直接接する機会があまりなかったAさんにとって、第一関門は「店員への声かけ」でした。教師に促される恐る恐る店員に近づくと「四米馬森！（すみません）。間髪いれず「多口？（どこ）」と手に持った課題（カップ麺）の空容器を差し出ししました。「ああ、・・・ヌードルですね、これならあちらの・・・」店員は丁寧すぎる接客日本語で場所を説明してくれました。案の定、さっぱり聞き

取れない様子のAさんでしたが、「多末（どうも）」と丁寧過ぎるくらいに深々と頭を下げるとその場を離れ、店員の指差していた方向に歩きだしました。程なく整然と陳列されたカップ麺の棚を見つけましたが、どれもこれも似たり寄つたりのカップ麺群を目の前にして「先生、中国にもあるけど、こんなにたくさん種類はないよ」とため息。しかしめげずに端からじっくり商品を見比べながら探し始め、ついに「見つけた。これだ！」と目的のカップ麺を探し当てニッコリほほ笑むと、買い物カゴに入れました。こうして他の3人も似たり寄つたりの方法でなんとか買物を終え、全員無事に初実習を終えることができました。

住み慣れた中国とは異なる日本の生活が始まり、言葉の壁が大きく立ちほだかり先が見えないこの時期、活動としては小さなものかもしれませんが、自力で課題を達成できたことはその後の学習への自信と意欲に繋がったようでした。

センターでの研修は、教室内だけでなく学習に終わらず、可能な限り外へ出かけ、実体験を通して言葉や生活技術を学んでい



く「実習」を多く取り入れていきます。「実習」は毎回常に成功するとは限らず、時には失敗することもありますが、教室に戻った後、実習で起こったことを振り返り復習する時間を必ずとります。

94期ではこの他にも、パスモを使った公共交通機関の利用に慣れる実習、路線図を手に通行人等に道を聞きながら目的地まで行く実習、公衆電話や携帯で現在地を連絡する実習、郵便局や銀行を利用する実習等を行い、定着後の生活場面を想定しながら行動できる力を養いました。

「第94期生の主な日程」

- （行事や見学実習等のイベントを中心に）
- 1月21日 中国帰国者2世帯4名入所
 - 1月27日 入所歓迎会
 - 2月6日 防犯講義・交通安全指導
 - 2月6日 月一度の「折紙教室」
 - 3月1日 ひな祭りコンサート
（市立中央中主催）
 - 3月18日 事業所見学
 - 4月7日 励ます集い「花見の会」
 - 4月9日 事業所見学
 - 4月17日 防火訓練及び災害講義
 - 4月23日 職業体験実習
 - 4月25日 職業体験実習
 - 5月14日 地域体験実習
（伊豆下田訪問）
 - 5月16日 職業訓練校見学
 - 5月20日 職業訓練校見学
 - 6月25日 ハローワーク見学
 - 7月9日 修了式
 - 7月10日 94期生退所

中国帰国者 地域生活支援推進事業 「第1回支援・相談員、自立支援通訳等のための 介護通訳研修会」 - (報告)

ここ何年か、支援・相談員等から当センターに介護に関する研修会の開催を求める声が寄せられていたが、昨年（H25年12月19日）、NPO法人中国語医療ネットワーク・デイサービス故郷と中国帰国者定着促進センターの協力を得て開催した。関東甲信越ブロックの支援・相談員、自立支援通訳等104名が受講した。

●介護保険の理念や制度の仕組みは母語で理解

開催するにあたり、先ず、研修対象者に事前アンケートを実施した。結果、回答者の77%が介護通訳を経験しており、都内の回答者は98%に達していた。また、関東甲信越地域の支援・相談員、自立支援通訳の多くは中国帰国者二世を中心に中国語を母語とする人たちで、「介護保険制度が複雑で全体像が掴みにくく、通訳していて戸惑いを感じることもある」「ケアマネージャーの言うとおりに通訳するが、頭の中は疑問だらけだ」等の記述もあった。



介護保険の通訳場面は、介護保険の利用を促す説明、申請手続き、認定調査、ケアプラン作り、契約等と多岐にわたり内容も複雑だ。専門用語は勿論のこと、制度の内容についても十分理解しておく必要がある。ほとんどの自治体には利用者向けの介護保険の手引きがあるが、日本語であるため詳細を学び取るには相当の時間と経験を要する。しかも、支援給付受給者に関わる情報は記載されていない。そこで、そのような情報も含め、中国語を母語とする方には中国語で制度を理解してもらおうと考え、介護保険制度の概要説明として帰国者二世で介護老人保健施設「むさしの苑」の施設長である石川宏氏に解説をお願いした。参加者から「介護保険制度の仕組みや介護基準が分かるようになった」「中国語での訳し方が分かった」等の感想があった。

●異文化、異言語の壁が認定調査の評価にも影響

基調講演では、福岡医療福祉大学准教授の名和田澄子氏が帰国者の介護保険利用が全国平均より低いことを指摘し、その要因として、介護に対する価値観や倫理観の違い、差別や排除された経験、情報入手の困難さ、そして介護保険制度が異文化、異言語にまだ対応できていないこと等が挙げられた。認定調査のときに日本語で十分な返答ができなかったことから、聴力が衰えているとか認知症であるとか誤解されるケースや中国の生活様式、振る舞いから介護に反抗的と誤解されるケース等、帰国者の介護支援に関わる人たちはもっと帰国者の事情を理解して配慮すべきだと言う。そして、支援・相談員、自立支援通訳は制度をよく理解し、帰国者個人の状況や事情を丁寧に伝えていくことが大切であると強調した。

●トラブル回避のために

プログラム最後の質疑応答では、介護サービスを拒否し続ける人、決められたプラン以上にサービスを求める人への対応等についても意見、情報交換がなされた。日本語教室で介護保険の周知に努めるとか、問題が大きくなる前に普段からケアマネージャーやヘルパーと連絡を取る等の参考となる意見が出た。中国帰国者の介護通訳は、今後も、確実に需要が伸びるだろう。当センターとしても支援の最前線にいる支援・相談員、自立支援通訳の皆さんとの連携を深めていきたい。(M)

介護保険制度の概要説明の資料は、現在、中国帰国者定着促進センターによって改良され『支援・相談員、自立支援通訳等のための介護保険制度の手引き』（日中対訳、介護関連用語付き）として、全国の自治体で活用していただけるようになっている。また、帰国者や家族に介護保険の説明をする際に使用する、中国語の絵付きパンフレットも用意されている。

支援・交流センター便り 第25号

編集・発行 中国帰国者支援・交流センター

〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階

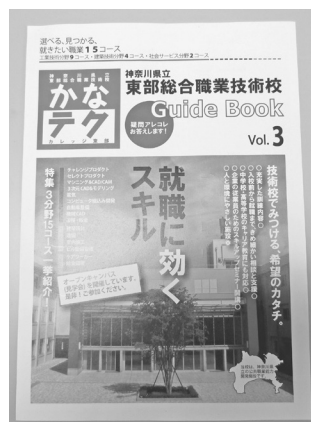
TEL 03-5807-3171 FAX 03-5807-3174

E-mail : info@sien-center.or.jp URL : http://www.sien-center.or.jp/

中国帰国者 就職援助事業 — 第30回企業見学 —

中国帰国者支援・交流センターでは年2回、職業訓練校と近隣企業等の協力により、主に就職を希望する帰国者2・3世を対象とした「企業見学」を実施し、就職に役立つ情報の提供と相談、支援に努めています。今回はその30回目となり、7月1日（火）に帰国者1世を含む36名が参加し、神奈川県立東部総合職業技術校「かなテクカレッジ東部」（神奈川県横浜市鶴見区）と日産自動車横浜工場（神奈川県横浜市神奈川区）を訪問しました。

かなテクカレッジ東部では、野球場3つ分の広さの敷地内に15の訓練コースを設置しており、当日は江尻課長、谷森課長、金子課長の3名の案内で、電気、自動車整備、溶接・板金、造園、室内施工、ビル設備管理、ケアワーカー、給食調理などの授業を見学しました。かなテクカレッジ東部のある京浜工業地帯では、「ものづくり」に特化した技術の成長により当初から産業が盛んであったという歴史を聞きながら、参加者たちはみな技術に関するコースの説明に興味津々で、時には質問もありました。



日産自動車横浜工場では、最初に創業当時の建物の館内で、担当者から事業の規模や実績についてビデオを見ながら説明を聞きました。その後、日産自動車の創設の歴史と当時の建物の床材、生産された車の車種とエンジンについてパネルや現物を見ながら説明を受け、当時の様子と現在の技術の違いを見学しました。次に、生産現場の工場内に移動して、横浜工場の主力製品であるエンジンの製造ラインの動きと管理体制の説明を受けながら、見学し

ました。多くの部分で機械化が進んでいましたが、人の関わる部分では仕上りの品質管理ができるように、工程が完了する毎にランプの点灯で知らせるといった点検機能が働いていました。また、正確さと時間短縮につながるものづくりの工夫として、部品の取り出しを助ける機械を手作りで開発していて、参加者が最後にそれらの操作を体験することもできました。（FYT）





ご寄附のお願い

当財団では国の委託事業のほか、孤児を育てていただいた中国の養父母への扶養費送金、孤児が訪中し養父母をお見舞いするお見舞い訪中事業、就学援助、団体助成等さまざまな事業を行っており、更に今年度から老後支援事業に力を入れることになりました。これらの事業を推進するにあたっては、皆様から寄せられた浄財を充当しており、多くのご支援が必要です。当財団事業にご理解をいただきご寄附をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

寄附金の送金方法（一般寄附）

(1) 郵便局をご利用される場合

郵便振替口座番号 00190-0-64863

加入者氏名 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

(2) 取扱銀行をご利用される場合（一般寄附）

振込先名義 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

みずほ銀行 (新橋支店 普通預金 No. 778162)

三井住友銀行 (東京公務部 普通預金 No. 22640)

三菱東京UFJ銀行 (本店 普通預金 No. 7644778)

りそな銀行 (東京公務部 普通預金 No. 6102827)

当財団は内閣府から「公益財団法人」の認定を受け、個人・団体・企業からの寄附金に対し、法令に基づき減免税措置が行われます。

『援護基金』第74号 2014年9月1日発行

編集・発行 公益財団法人 **中国残留孤児援護基金**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号

オフィス虎ノ門1ビル

電話 03-3501-1050

FAX 03-3501-1026

<http://www.engokikin.or.jp/>